内 利 第 航 空運 送 約

月ヵ

付運総 带送則 業 (第 第 第 (第条条 三~第第 四三五

業利経 連者二(航 送を第第空 業う一法 規定する。ごが行う。八項に規「昭和二

という。) 田航空運送事業 同 [法同条第: 八項に規定

のわな款用 運るいの航送航事定空 約空項め運 款運にる送 べ送っと事 又事いこ業 スは一般の慣 事業者 (以下 では、法令、 ころにより、

ためられた運ぶに付帯する場 送約款に 以文は 般法契 の令約 慣習にいて、こ

・込に っことが あ法 まに からし.

第 (第 (第 (す 五 準 て 四 荷 た 三 約 い れ送同子の変特 (本) (a) (a) (b) (れることがなることが があります。

訴法と 規定に同る 意 運 じた約 たものが としこ します。

のの の運送約款に H L 本るの運 に約進及 拠び しまれ

運通送 則業

でします。日時を変更するので、受付日時を定れ る場合にめ店頭 には、 あっ

第 第 第 (1 要 た **八** 貨 貨 き **七** 運 め した り した 時 の に送運 終り送 り状は、 す指荷 さ 人 れか た た 背 受人に

このとして、 ででは、 ででは、 ででした。 ででは、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 りで場 が り で 場 航 物 で 場 航 物 で 活 た 当 亜 掲 受 社 田 掲 受 社 は 物運送の順気を会社にありません。 ん正いは 当な事中で、運転で、運転 ・由があど航上搭の順位に る場 り より、 合 限 合は、限を必っます。

金 並け びた 00 だ対して

3 2 **第** (輸 料出**九**届 問当前金を 付金の割戻 でである。 は、引き受けた運行 は、引き受ける。 し賃は、 た料頭 金並びるに掲示 のす。 他

料関社項 な及び店

-告価格の 収万告 公円 個人 はそのでは、 端方 数ごとに

。 にも額りこ金規と金受円 つのがまとそ定きそ)を い又運すにのににの は物 荷受人は のにらかに 荷関ずら関 送す貨収す 八払いの取扱員が荷受人払い他運輸に関 込人の料をし料 申し出帯金は、

一荷受 0 氏名 商 住所

約等到 のの着 締支地

託 は

のり代他状金 特のの 別作取 の取扱と成地及 いび託 要のる すんだとき 旨

を金ま賃は又り全収並せ、、は滅部 いののび失責若部

金並びは一部 にきが そ事そ の由の

引受

カハ七 六五四 三二 一し貨**十**送 そ送品旨運運発に荷価荷貨署一条状 電音の種類 (物の品を) (物の品を) (物の品を) 種類 に送り状を作 に送り状を作 に送り状を作 個な作 数け成 べ、重いれば いれば 重いれば 量な次 又りの は容積及びません。項目を明記、

結 払

も年は は日の

送人は、送り、人は、送り、人は、送り、 りが記状 ができます。れの交付にな りしたものとなり。この場合にい事項を電磁や おかなし、おいてにおいてはおいている。 ま、に諾

点ある状 あは ま荷 たの だ依 し頼に のり 書 任当 荷が

会い認 . たとき おると が め て認又り 貨めは状 物た貨のをと物記 ることがについて あは品疑 り第名い ま三相が

点点に 要い

款によら 引受 拒

不の規定によいの記載事項

担 を求

適の さる価

航空運送扱賃物並びに 適目空

その 製

他

稀

未使用

ク、 真の

で、で、できる人の中告が現品と異なる時けた。 を理して、荷送人の中告が現品と異なる時けた。 (引受拒絶)を (引受知度には、 (引受がないを)を (引受知度には、 (引受知度に間をしせず、 (引受がないを)を (主きた動物 (無質がを別ないを)を (私性、 を (がないものとと認めたもの。 のと、 がないものとと認めたもの。 のと、 (引受がないとき を (引受がないものとと認めたもの。 (引受がないを)を (引受がないものとと認めたもとされて、 (引受がないものとと認めたもの。 のと、 (引受がないものととととといるのととき を (引受がないを)を (利度のであるととき ないものととさを別なにには、 (引を)が対けに(対し、 (利度ののと)がが対けに(対し、 (対し、 (は、、 (に)、 (に) 衆第二項別規等で物質、毒物質、毒物質、毒物質、毒物質、毒物質、毒素 れって規りっ及

限され、 そのの も求の

名又 商

社をい が発も 認すの める

院に害を及ぼ

過当と認めたも 音を虚偽と当社

量量は、 当社が が積等の 航貨制 (物と)

価し 重 定引 た受制 限る 0 -範個 囲 当 のの

り 作える 当額 の引受いる。 ~ ___ 荷口 な送の い人貨 と当の が社申 あの告 まに額 す特が 。約五 の百 な万

与 離 与離 荷送-応じて りに荷造で運送に り耐性 しえ質 なか けつ重 れ ば他 はの 質 り 貨 必 せにび

れま造 ばすり ながが ませんの場合 はい (荷送・ 人は、

受表 人 示貨 のし物 氏なの 又れ装 はば又商なは 号、は荷札 住せに 世が、のに次の 並びの事

扱 要な事 項

るをおりを送渋刻途空の のつ事欠努力断 輸た数 が が が が し、 は 送 場等 、 る 、 は 機合に積も貨 よ残の物時 にはりしとを着よ、貨、し他陸 つ当物地まのが て社の上す輸発

既払運 が社輸 当は、機 他荷関 の送に

荷 のも 請き りれ

。 るよりに ると と るとと のき払 請は運 求、賃

ります。、並びに精気場合におけ **相算方に** 1 ついてけい輸送機関

6 にめのを合ま 従る取しに う運扱たお も送いもい ものが、こので、 なし、これになっている。 にい当荷

に で で で で の 場 合 引 渡 を 受 は で あ る こ と を 記 に よって 生 じ た は の 場 る 引 渡 を 受 は が の 場 る に あ る に と る に あ る に あ る に の は る が も の に に の に の に の に の に る に る に る に る に る に る に に に る に る に る る に る 。 に る に る に る に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 かない限り、みた損害については明するもののでは明するもののではいる。 そて当の場 の責任との責任と を社人求正

°わし、 ħ 場形 るべき 引運

りれにしてが るば支つがあ用貨 荷当払い、りが物 送該わてそま支に 人荷な運の でである。 では、 がったと では、 かったと の貨物と ののと 金たと 引運き 渡送 に 他当 し約その社 なにの費と

分します ・能貨物が た場合、

当社はなる 貨になり、 ををは

できないできないできない。 質物を競っての他のできないて相がいて相がいて相がいて相がいて相がない。 物 売す する ど る 価 と る が し腐

の場合において、その貨物が庭の場合において、その貨物が庭がされて、その貨物が庭ができない場合は、予告ないをとるいとすいもので荷送人のにができない場合は、予告ないをとがあります。
一に対することがあります。
一になりをしたがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。
ことがあります。 なしの をィ 水の手きの手を に廃棄 て続のは す待 任き手変

は、 遅滞なく す ,べて荷

のの不運 を観を 荷他 送の 公人から申しい費用を補う 受に

と合受き、の は、で運賃 こ残そ れ額の をを他 供荷の 託送費 し人用まにを "還し

、 条の第 指五 指図

って 指 立 和 、 荷図**節** の指図の 図を自 _ 都 す送 状

等のにに、送号の変変の消光をある。 一世ののの消光を表して、次光のののの消光を表して、次には、大きの変変のが消光を表して、次には、大きのでは、たらのでは、 場にのに 変更返合限貨限第更更返のり物り三 送 ででである。 ででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 料 1/1 ろ前図 荷受人の荷受人 戻 入二へ に号の

い図戻に 又は 追送と は取 消 次等 によりの場合

払受前等前払を場ら前 私い戻し、又は追徴し、双は追徴し、当社は、適田の場合は、当社は、適田の負担と新の関係の負担とある。といい戻します。といい戻します。というでは、当社は、適田のの担心を取消手数料としてというでは、当社は、適田の以前条第一項第一号によいない。 料として申し受ければ、適用運賃料4条の払い戻しの料金の払い戻しの料金の払い戻しのおります。 受け金 の割りの一番相がある。 額当っ人 を額たか

しの到と返 の運賃、料到着地変更とします。 金の を収金

任六 節 責任

んつ事貨自にの滅 と 引他すれが引 で意管委して場の 、託、生合間

時償価 の額 青の うの 場あっ 賠貨 僧 物

た地の滅ま ま価及び失って社 の時又場 減に 減少の割合なは損傷の場合は、申告価類 日を申 日を申 日を申 甲告額に乗じの価格により、引渡がされ 来 し れ ス ます。 た計る

既 れ、徴

及び

料

り差該 こ額他 れをの は関 を追輸 円を申した。 申告価、貨をの相合 とき渡のう告す、 はし前され、一渡ない。 号方き口がに 準以につれじま運 じ上おきるたす賃

は物円及つ

り損害についましょう 貨物の 賠 滅 い貨失

変更によ ž むを な そ場の

社 会的 騒擾、

航空機 外 そ装 にお の他荷 いて発生 送不 人備、 0

ッ状の記載事で に限る。) この他悪天候 項 に関す 社 の不 ろ

三者に水害 へる等 の運 引送渡の 差 開

も、と関し 当て物 社はの は、個、送数 での責任の責任の

通物なまを一 知のいす を引損 発渡傷ため失 しの又だなに た日はしいつ とかー きら部貨貨で は二滅物物の ` 调 失 に を 当

があることなった。 知当 がってい がそ たの

も受に通る間物一 のけ係知こ以の部 一減て とたるをと内軍又

が渡が日又 失 意損 れさんは 心により なれ貨延 いる物着とべのに りは 延着 は日部い 消か失の

温賞して、たけた 延上るを第部 延上るを第部 長に長の同さ一又 すよ

額の賠償金を申し受けまれが損害を受けた場合は、一ついて定められる規定を当た場合は、実により、又

い第ま す条 n) に付

条保 利 運送事

業に

費のを付 収帯 受しまま 合 は、 届

扱いを上ばり、これでは、 をおった。 しなののにに立たとなる せたに託ん場帰を 一 合 に 取消

人のに当 費つ社 をもって、荷き て送受 行諾物 。は険 ` 1.C

成

沖 縄ヤ マ 過運 四輸 株 大皇 番会 聖社